

(合算高額療養付加金)

- 第65条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算する事による高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。
- 2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者又は被扶養者1人につき、それぞれ別表1に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
 - 3 他の法令の規定により、国または地方公共団体の負担で療養費の支給または療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
 - 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
 - 5 前各項により算出された合算高額療養付加金の額が1,000円未満のときは不支給とする。

附 則

(経過措置)

第1条 この規約は、平成27年4月1日（4月診療分）から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日以前の療養にかかる合算高額療養付加金の支給については、なお、従前の例による。

(過去附則)

1. 第53条の規約を第65条に変更し、また条文の一部を変更、平成15年4月1日から施行する。
2. 条文の一部を変更、平成19年4月1日から施行する。